

京都市上下水道局告示第15号

京都市指定給水装置工事事業者から、京都市指定給水装置工事事業者規程第7条第1項の規定に基づき事業の廃止の届出がありましたので、同規程第10条第2号の規定に基づき告示します。

平成23年5月19日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 西村 京三

1 廃止届出業者名等

滋賀県大津市伊香立南庄町1644番地

株式会社イトケン

代表取締役 伊藤 健

2 廃止年月日

平成23年4月11日

(上下水道局水道部給水課)